

スタートアップ支援事業臨時事務補助員の募集について

公益財団法人茨城中小企業振興公社では、次の各項に基づき臨時事務補助員を募集します。

1 募集人数

1名

2 業務内容

スタートアップ支援事業（茨城県からの補助事業）に係る事務補助等に関すること。

3 勤務条件

(1) 給与日額

6,150円とする。

(2) 勤務日

公社就業規則第10条に規定された休日を除く日で、週5日以内とする。

(3) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分までとする（正午から午後1時までは休憩時間）。

(4) 通勤手当

公社嘱託員等取扱要綱により支給する。

(5) 旅費

公社嘱託員等取扱要綱により支給する。

(6) 勤務期間

平成29年5月1日～平成30年3月31日（6か月で更新し、最大11ヶ月）

(7) 社会保険

社会保険に加入する。ただし、法定の加入基準を満たすとき。

(8) 労働保険

雇用保険に加入する。ただし、法定の加入基準を満たすとき。

労災保険に加入する。

(9) 休暇

毎週土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始

(10) 勤務場所

公益財団法人茨城県中小企業振興公社 新事業支援課
（水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館9階）

4 選考方法

- (1) 一次審査
書類審査
- (2) 二次審査
面接審査

5 応募方法

次の書類を、平成29年4月24日（月）までに下記の応募先に郵送（必着）又は持参とする。
なお、応募に要した書類は、返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 市販の履歴書（必要事項を記載のうえ顔写真添付）
- (2) ハローワークの紹介状（ハローワーク紹介のときに限る。）

6 応募先

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館9階

公益財団法人茨城県中小企業振興公社 総務企画課 高橋，矢口

TEL 029（224）5317